

生存科学研究ニュース

Vol. 36, No.3 2021.10 発行

発行 公益財団法人 生存科学研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座 4-5-1

tel: 03-3563-3518 fax: 03-3567-3608 email: office@seizon.or.jp http://seizon.umin.jp

医療は誰のものか？

評議員 神谷 恵子

2021年10月現在、新型コロナウイルス感染症の第5波も、少しずつ落ち着いてきて、緊急事態宣言も9月30日に解除がされました。

しかし、この第5波については、数々の振り返るべき点があり、医療が誰のためにあるのかを今一度、問い直すべき契機であったと考えます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のいわゆる第5波とは、2021年7月以降の急速でこれまで以上の感染拡大を指し、8月後半には最大で1日当たり2万人以上の感染者がいるような状況となりました。政府は、これに先立つ8月初頭に、重症患者や重症化リスクの特に高い者が確実に入院できるよう必要病床を確保するとする一方で、それ以外については自宅療養を基本とする政策を打ち出しました。その結果、自宅療養の名の下に、自宅待機を余儀なくされる者が多数に上りました。そして、9月27日の報道では、自宅療養中に、不幸にして亡くなった人の数は、7月以降の第5波では、7月に5人、8月に29人、9月15日までに3人が亡くなったとされています。今年初めから9月15日までの自宅で亡くなったと報告された者が全国で122人であったことからすると、第5波の8月は非常に集中していることがわかります。さらに、ある都内のクリニックの調査では自宅療養者の半数以上が中等症（中等症1、2）であったとも言われ、本来医療が必要とされる者が、どれだけ医療を受けられなかったかを考えると胸が痛くなります。

法的にみると、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める臨時の医療施設の規定や、或いは、都道府県知事が医療機関の管理者に対して医療の提供を要請・指示することなどを活用して、入院治療に繋げるべきであったといえるでしょう。一部の医療

機関・医療者においては、休日なども医療機関で勤務し続け、新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行ったとの話を聞きますが、他方で、コロナ病床としての補助金を受けながら実際には、入院患者を受け入れない医療機関もあったとのこと。このような事態の中には政治的な力学が種々あったようですが、今一度、医療の原点に立ち返るべきではないかと思われます。

すなわち、医療とは、患者のためになされるものであり、医療者においては、ヒポクラテスの誓いにあるように、その能力と判断の限り患者に利益すると思ふ養生法をとるべきであり、「自宅療養」としてあたかも医療を受けられているかのような外形を作りながら、その実、医療機関に患者を辿り着かせないようにするという事は、医療政策の失敗と言わざるを得ないところです。小松秀樹医師が、かつて立ち去り型サボタージュの意味で使用した『医療崩壊』という言葉が、コロナとの関係でもキャッチーなものとして用いられましたが、ここではむしろ、行えるまたは行うべき医療提供の拡充を行わないで、「医療崩壊」の名のもとに、本来治療をしなければならない者を治療に至らせない「患者振分」が行われたというのが実態ではないでしょうか。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、当研究所の医療政策研究会では、コロナの感染拡大の事態から医療政策的な法整備に関する「感染症法・新型インフルエンザ等特措法・検疫法の改正案についての提言」と、政府の原則自宅療養の政策決定に対する「新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供に関する緊急提言」を発表しました。

少しでも多くの人が、十分に医療を受けられるような医療システムが作られるよう、医療の基本に立ち返り、生存科学研究所が果たすべき役割を追求しながら、社会に問いかけていきたいと思います。

(神谷法律事務所 弁護士)

『東北被災地における津波減災を目的とした
「生存科学の森」づくり』のご報告
『岩沼市千年希望の丘ファイナル植樹祭 2021』

森の防潮堤協会理事長 日置 道隆

本年 6 月 12 日から 19 日の 8 日間、宮城県岩沼市藤曾根公園 5 号丘北側で「千年希望の丘ファイナル植樹祭」が行われました。今年はコロナショックの煽りを受け、例年であれば 1 日で大勢の参加者によってすべて植え終えるところを、密を避けるため 8 日間に参加者を分散して、25 種類 9000 本のふるさとの木々を植えるという異例の植樹祭でした。学生や各種団体参加者のべ 550 人ほどが懸命に植樹し、完遂しました。(写真 1)



写真 1: 柴田農林高等学校の生徒たち

「千年希望の丘植樹祭」は 2013 年から始まり毎年催され、総本数約 38 万本の木々を全長 10 km に渡る岩沼市の海岸線に植えることができました。この活動を支えてくれた当協会の関係者、森の防潮堤を支持し実践してくれた多くのサポーターの皆様には、心より感謝申し上げます。(写真 2.3)



写真 2: 2013 年 6 月 岩沼市下野郷



写真 3: 2020 年 6 月 岩沼市下野郷

2011 年 3 月 11 日に東日本大震災が起こり、巨大津波が多くの尊い生命を奪いました。同年 4 月 7 日、森の防潮堤の提唱者である植物生態学者の横浜国立大学名誉教授宮脇昭先生が津波被災地を訪れ、生態学的知見による調査を始めました(どのような木々が生き残り、どのような木々が津波によって流されたか等)。私も同行しましたが、凄惨な状況に心を痛め、海岸線に植えられたマツ林の多くがなぎ倒された現場を目の当たりにしました。南三陸町の荒島付近を訪れたときです。宮脇先生は、巨大津波に襲われながらも敢然と耐え抜いたタブノキ林を発見しました。その光景は今でも思い出されますが、私自身が多様性のある自然の森こそが自然の猛威に対しても生き延びられることを改めて認識したのです。そして、潜在自然植生理論を活かした森づくりこそが、私たちの生命と財産と心を守ってくれると確信した瞬間でした。(写真 4)



写真 4: 2011 年南三陸町 巨大津波に耐えたタブノキ
宮脇先生(右)と筆者(左)

宮脇先生は、常々「本物の森は、高い木、中ぐらいの木、低い木が多層群落を形成し、お互いにいがいみ合い競争しながらも共に生きている。多様性こそが自然の一番強い状態であり、そのような森こそが丈夫で長持ちする。」とおっしゃいます。森自体がひとつの生命の塊であり、管理つまり人の手を加えずとも、森自体が絶妙なバランスを保ちながら生命が循環し永年存続します。そして、あらゆる災害にも強いのが多様性ある森なのです。

震災前までは、日本において海岸林といえば白砂青松で知られるマツの単植林でした。飛砂や潮風から内陸の農地を守るために植えられたのです。しかし、巨大津波には耐えられず、70~80%のマツ林が流出しました。人工林は自然の猛威に対してはどうしても弱いのです。宮脇先生は、被災地調査後すぐに、被災瓦礫を埋めてマウンドを造成し、地元の海岸に適したいろいろな種類の木々を植樹することにより

多層群落の森を形成し、私たちの生命と財産と心を守る「森の防潮堤」を提案されました。東日本大震災から10年を経て、森の防潮堤が「千年希望の丘」として完成したことは、未来への大きなプレゼントなのです。

宮脇先生は植樹指導を行う際に、「苗木を植えるとき、好きな奴だけ集めない! まじえる!まじえる!まじえる!(岡山弁の混ぜる)」と連呼されます。そして、「人間社会も同じです。大切なことは、トップがしっかりしていること。後は3役5役がトップを支える。お互いが信頼し合って、少し嫌な奴でも我慢しながら共に生きる。少し我慢!これが自然の掟であり、世の中が安定する条件だ」とおっしゃいます。

森の防潮堤構想を通した「生存科学の森」は、自然の掟から遠く離れてしまった現代文明への警鐘なのです。宮脇先生は本年7月16日ご逝去なされました。しかし、彼の魂そのものである「ふるさとの木によるふるさとの森づくり」は国内外で支持を得ています。未来永劫語られ実践され続けるでしょう。

事務局 だより

2022年度自主研究事業、助成研究事業の申請受付を開始しました。

募集期間：2021年10月8日(金)-11月26日(金)

申請方法：[ホームページ](#)

(<http://seizon.umin.jp/index.html>)より申請書をダウンロードの上、事務局にメールで申請する。

選考方法、選考結果の通知：

当財団の選考委員会において慎重に審査し、理事会に諮り決定する。選考の結果は、2022年3月中に申請者に通知する。なお、申請書は採否に関らず返却しない。採否の理由についてのご質問には応じません。

問合せ先および申請書提出先：

公益財団法人 生存科学研究所
〒104-0061 東京都中央区銀座4-5-1
聖書館ビル3階

T E L: 03-3563-3518

F A X: 03-3567-3608

E-mail: office@seizon.or.jp

U R L: <http://seizon.umin.jp/>

【自主研究会募集要項】

1. 研究の趣旨

「生存科学」は人類の健全な生存の基盤を構築することを目指す新しい総合科学である。

人類の健康の維持と増進に関する研究、環境、生態、経済、福祉、文化など生存科学に関する研究など、「生存科学」の推進に寄与する研究とする。また、当財団の理念である「生存の理法」を理解する知識の普及、提言および社会への啓発活動の研究などとする。

研究を実施するにあたり、研究会を組織すること。なお、研究会は、研究申請者が研究会責任者となり、研究メンバーは3名-4名以上で構成する。

2. 研究費

500千円以内

当財団の運用益により配分額を決定する。

3. 応募対象者

生存科学研究所の賛助会員であること。

なお、賛助会員への新規入会手続きと同時進行中の場合も対象とする。

4. 研究期間

研究期間は1年とする。但し、研究の継続は原則3年以内とする。

5. 自主研究をするに当たっての義務

- ① 申請者は生存科学研究所研究会運営規程に従うこと。
- ② 研究メンバーは原則として当財団の賛助会員とする。
- ③ 研究スタート時に研究構想を、終了時に研究報告を学術誌「生存科学」に投稿する。
- ④ 研究会開催毎に研究会報告を作成、生存科学研究所ニュースに掲載する。
- ⑤ 研究を開始するにあたり「人を対象とする研究等に関する倫理指針」等に基づき、所属機関で必要な倫理審査と承認を受けること。

【助成研究募集要項】

1. 助成の趣旨

「生存科学」は人類の健全な生存の基盤を構築することを目指す新しい総合科学である。当財団は、生存科学の発展に関する事業を行い、人類の豊かな生存環境の実現、振興に寄与することを目的とする。この目的を達成するために、生存科学に関する学術的な普及、提言および社会への啓発に関連する研究に助成を行います。

基礎医科学・臨床医学・社会医学・保健科学、人類の健康の増進と教育等に関する研究およびシンポジウム、公開講座の開催などに助成を行います。

2. 2022年度募集課題

- ① 地域の医療・ケアにおける倫理支援の実践に関する研究
- ② 被災地支援および防災に関わる研究
- ③ 地球温暖化対策としての人類の生存の安全を確保する環境や生態に関するアプローチ
- ④ その他

3. 助成額および募集件数

それぞれの募集課題ごとに、助成額700千円以内の研究を若干件数。なお、当財団の運用益により配分額を決定する。

4. 応募資格

我国の大学またはそれに相当する研究機関等において、上述分野の研究を主導的に実施している個人またはグループを助成の対象とする。

5. 研究助成金の交付

2022年5月中に研究助成金を交付する。

6. 助成研究に当たっての義務

- ① 助成研究申請者は生存科学研究所助成研究規程に従うこと。
- ② 研究を開始するにあたり「人を対象とする研究等に関する倫理指針」等に基づき、所属機関で必要な倫理審査と承認を受けること。

- 9月25日(土) 市民公開講座「家族をつなぐユマニチュード」開催
- 10月6日(水) 2022年度自主研究会・助成研究の募集をホームページに掲載
- 10月8日(金) 理事会開催
- 11月19日(金) みらいエンパワメントカフェ

研究会等日報

- 8月10日(火) アドバンスケアプランニングの議論からわが国の患者主体の医療を再考する研究
- 8月18日(火) 医療政策研究会が「新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供に関する緊急提言」を公表
- 8月18日(火) 編集委員会開催
- 8月27日(金) みらいエンパワメントカフェ ワークショップ 2021
- 9月9日(木) 介護現場をIT技術で効率化するための調査・開発研究会
- 9月10日(金) みらいエンパワメントカフェ
- 9月15日(水) 「森とレジリエンス - 地域の再生 -」研究会が冊子を発行
- 9月21日(火) 常務理事会開催

